

## 第2回

# 砂川市立小中学校適正配置計画検討委員会

と き：令和元年8月30日（金）午後6時～

ところ：砂川市公民館 第2研修室

### 【会議次第】

1. 開 会

2. 挨拶 検討委員会会長

3. 協議事項

- ・適正配置計画の策定例（基本方針に基づく「考察資料」）について

4. その他

第3回検討委員会の日程 令和元年 月 日（ ）



## 砂川市立小中学校 適正配置計画

# 策 定 例

～基本方針に基づく「考察資料」～

令和元年8月30日



## 1. 基本的な事項

### (1) 基本的理念

本計画の策定にあつては、砂川市立小中学校適正配置基本方針等の考え方に基づき、子どもたちの健全な成長を図ることを優先的に考えて、充実した学校環境の整備等について整理するものとする。

### (2) 計画の目的

本計画は、砂川市立小中学校適正配置基本方針が掲げる事項を具現化するため、その手法や手段及びそれらに係わる見解等を示し、次の事項を中心に中長期的な見通しを立てることを目的とする。

- ①学校規模の適正化（学校の小規模化の対応措置）
- ②学校教育に係わる関連施策の推進（特色ある学校づくり）

### (3) 計画の位置付け

砂川市第7期総合計画及び砂川市教育目標、砂川市教育推進計画、砂川市立小中学校適正配置基本方針に準ずる個別の計画とする。

### (4) 計画の期間等

計画が定める期間は、砂川市第7期総合計画と同様に令和3年度より10年間とする。

### (5) 計画推進に係わる考え方

- ① 砂川市総合計画、砂川市教育目標等の上位計画及び方針において、今後、人口動態や社会情勢、教育を取り巻く環境の変化等により見直しが生じた場合は、適宜、必要に応じて改訂するものとする。
- ② 適正配置が長期化した場合は、学校の小規模化の進行を招くなど、課題解決の遅延により、保護者をはじめとした関係者の不安を大きくする可能性があるため、計画の遂行はもとより、必要な協議が生じた場合は、慎重に臨む一方で可能な限り迅速に執り進めるものとする。
- ③ 計画の推進にあつては、行政と保護者、地域、学校が意思疎通を図りながら円滑に進めることが望ましいと考えられるため、当該計画の内容を含め、学校区ごとに説明会を行うなど、情報の発信・共有に努めることとする。

---

#### 説明（検討のポイント）

■この計画の骨格的な部分として、趣旨や目的、期間、執り進め方など、必要事項を整理。

## 2. 学校規模の適正化

市内の児童生徒数においては、現在、先の統廃合時から約4割まで減少し、学校規模の縮小が顕著になっている。

また、全国的な少子化の流れから、学校の小規模化は益々進行していくことも予想され、基本方針が掲げる学校規模の適正化を図る上では学校の統合は必然的な手段と考えられる。

このことから、教育環境の統一性や新学習指導要領の円滑な実施、さらには小中学校の連携推進も鑑みて、学校規模の適正化については学校の統合により確保するものとする。

### ■通常学級の学級数と児童生徒数の予測推移

算定基礎資料：住民基本台帳（H31.3末現在）／単位：人・級

小 学 校	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	級数	児童										
	砂川小	8	211	8	205	7	192	6	177	6	185	6
豊沼小	6	83	6	84	6	83	6	79	6	78	6	78
中央小	6	136	6	124	6	120	6	109	6	106	6	108
空知太小	6	105	6	97	6	95	6	92	6	93	6	84
北光小	5	50	6	53	6	56	6	55	6	57	6	54
合計	31	585	32	563	31	546	30	512	30	519	30	494

中 学 校	2年度 (2020年度)		3年度 (2021年度)		4年度 (2022年度)		5年度 (2023年度)		6年度 (2024年度)		7年度 (2025年度)	
	級数	生徒										
	砂川中	9	265	9	258	9	245	8	242	6	215	6
石山中	3	93	3	86	3	86	3	82	3	77	3	80
合計	12	358	12	344	12	331	11	324	9	292	9	280

### 説明（検討のポイント）

- 上記は、基本方針が示す、適正な学校規模の確保するために考えられる手段と理由を記述した例。
- いずれにせよ、本計画の本旨的な部分である、学校数や配置について検討・協議を進める必要がある。
- ここで言う学校規模＝学級数とは、通常学級数である。

## (1) 学校規模

### ①小学校

小学校においては各校とも小規模化が進行し、現行のままでは将来的に適正な規模は確保できない見込みにある。(P12 参照)

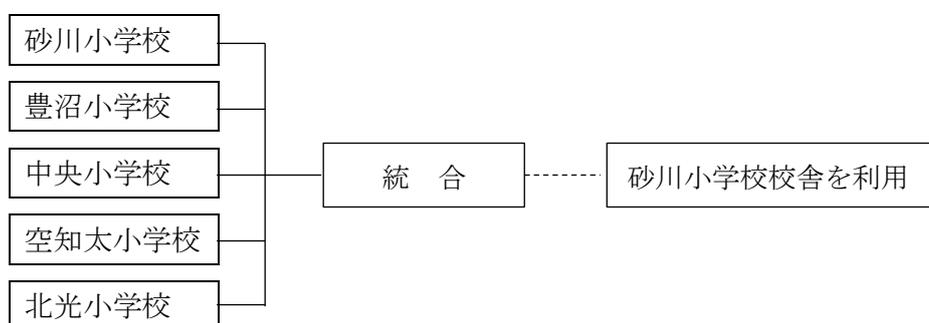
このため、適正規模を確保するには学校統合が必要になるが、適正な規模を持続的に維持するには、小学校においては全校を統合の対象として1校に集約することが適当と考えられる。

なお、1校に集約する場合は、学校施設の規模から許容可能な範囲にある砂川小学校に全て集約するものとする。

#### 【各校の取り扱い】

- 砂川小学校 … 他の4校と統合し、同校舎を利用する。
- 豊沼小学校 … 他の4校と統合し、砂川小学校校舎に編入する。
- 中央小学校 … 他の4校と統合し、砂川小学校校舎に編入する。
- 空知太小学校 … 他の4校と統合し、砂川小学校校舎に編入する。
- 北光小学校 … 他の4校と統合し、砂川小学校校舎に編入する。

#### 【イメージ】



#### 説明（検討のポイント）

- 当該記載内容は、基本方針が示す、学校規模（通常学級数）を確保する方法として考えられる手段を示したもの。

なお、学校施設に係わる内容の例示は、あくまで現状の範囲での考え方である。

- 1校とする場合の受け入れ可能な学校は、既設の学校施設の規模では、砂川小学校のみであるが、施設老朽化や学校の位置は関連する施策にも影響することを鑑みて、砂川小学校の利用が妥当かどうか、検討が必要と考える。

※ 上記は統合に伴う学校間の取り決め等について記述しているものではない。

## ②中学校

中学校においては、現在、砂川中学校が各学年3学級と適正規模の範囲内にあるが、少子化の影響から将来に渡り現状を維持することは困難な状況にあると考えられる。

(P13 参照)

このため、石山中学校の適正規模を確保するためにも、両校を統合し、砂川中学校に集約するものとする。

### 【各校の取り扱い】

■砂川中学校 … 石山中学校と統合する。

砂川中学校の学区は市内生徒数の7割以上を占めており、また、校舎の規模及び建築年を考慮し、同校舎をそのまま利用する。

■石山中学校 … 砂川中学校と統合する。

通学区内における今後の生徒数の増加も難しい状況下であり、また、校舎も築50年が経過することから、当校舎は利用せず、砂川中学校に集約する。

### 【イメージ】



### 説明（検討のポイント）

- 当該記載内容は、基本方針が示す、学校規模（通常学級数）を確保する方法として考えられる手段を示したもの。
- 通学区の変更による生徒数の調整も考えられるが、この場合、両校とも適正規模に満たない結果となる可能性が極めて高い。
- 利用する学校校舎は建築年及び施設規模から、砂川中学校としているが、小学校と同様の理由で十分な検討が必要と考えられる。

※ 上記は統合に伴う学校間の取り決め等について記述しているものではない。



#### (4) 通学支援策の推進

学校の統合により、基本方針が掲げる通学距離及び通学時間の基準が確保できないない児童生徒に対して、通学支援に係わる事業を実施する。

##### ①スクールバスの運行

###### 【対象】

自宅から学校までの通学距離が小学生4km以上、中学校6km以上の児童生徒  
※ 通学距離の測定は、公道を利用した最短距離とする。(半径の設定も可)

###### 【停留所】

児童生徒の体力増強に配慮し、特別に停留所を設けず、統合により利用しなくなった校舎を起点(集合地点)として活用する。

##### ②その他の通学支援

通学支援策については、スクールバスの運行を原則とすることが、効率性や利便性などを考慮し、それらによることが適当でないと判断される場合は、他の手法について検討するものとする。

---

#### 説明(検討のポイント)

- 学校統合を適正化の手段として選択した場合、自動的に基本方針に掲げる通学基準が確保されない状態となるため、通学支援策は必須の事業となってくる。
- 上記、スクールバスを導入する内容では、基本方針に掲げる基準どおりの運用としているが、ある程度の検証や検討も必要と思われる。  
また、停留所や経路においても安全などに配慮し、十分な議論が必要と考える。

### 3. 関連施策の推進～特色ある学校づくり

#### (1) 小中一貫教育の推進

小中一貫教育に関しては、教育効果を高める上で有効な施策であるとして、今後、保育所・幼稚園、高校との連携も鑑みて、小中一貫型小学校・中学校を設置・確立することが望ましいと考える。

事業実施に関しては、円滑な推進や義務教育学校への進展も鑑みて次に示す方法を優先的に考え執り進めていくこととする。

【類型】 義務教育学校／小中一貫型小学校・中学校

【設置】 同一の設置者

【形態】 義務教育学校は「施設一体型」

小中一貫型小学校・中学校は「施設隣接型」または「施設分離型」

なお、事業の推進に関しては、必要に応じ、学識経験者や保護者等の関係者による専門的な機関を組織し、協議・検討を行い、別途計画等について整理をする。

#### (2) 学校と地域のコミュニティの確保

適正配置に伴う地域との接点については、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を積極的に活用する中で、地域とともにある学校づくりを目指す。

また、コミュニティ・スクールについては、必要に応じ、適正配置に係る関連施策の協議・推進においても参画・協力を依頼する。

#### (3) 特別支援教育（通級指導教室）の充実

適正配置に伴い、特別支援学級も集約されることとなるため、教員の配置を含め充実に向けた必要な環境を整備する。

また、中学校の適正配置に伴い、中学校における通級指導教室の設置に向けて検討を開始し、早期実現を目指すものとする。

#### (4) その他関連施策の推進

児童生徒に対してより良い教育環境、教育指導に繋がる事業については、積極的に執り進めることとし、必要によっては適正配置に先行して実施するものとする。

【想定される主な事業】

- ・校務支援システムの導入
- ・給食費の公会計化

## 4. その他関係事項

### (1) 学校施設の取り扱い

学校施設においては、本来の学校機能のほか避難所や地域コミュニティの場など、多様に活用されていることから、学校統合に状況によっては大きな影響を受けることも想定されるため、取り扱いについては、適正配置の進行に合わせて関係部署や関係機関などと連携・協議を図りながら、適切な措置に努めることとする。

### (2) 計画の推進・遂行の留意点

当該計画の推進・遂行については、多額の事業費を要することも推察されるため、地域や保護者はもとより、まちづくりへ与える影響を考慮しながら、効果や効率性、さらには合理的な手法を十分鑑みて執り進めることとする。

---

#### 説明（検討のポイント）

##### 【関連施策の推進（9 ページ）】

- 関連施策は、適正配置により必要となる施策、または実施や活用を目指すべきとする項目について整理。

計画に記載する項目や内容についての協議・精査が必要。

##### 【その他関係事項】

- 基本方針にない事項で、必要とする考え方や項目などの留意点を整理。  
また、事業推進の円滑化及び補完するような必要な事項があれば整理。

## 参 考 資 料

### 1. 学校統合の参考例

### 2. 文部科学省の適正配置の手引資料より

文部科学省／平成 27 年 1 月

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」より抜粋

- (1) 学校小規模化に伴う課題
- (2) 学校統合の効果に係わる報告
- (3) 小規模校のメリット

### 3. スクールバスの導入に係る確認事項

### 4. 小中一貫教育関連資料



# 1. 学校統合の参考例 (小学校)

※通学区変更なしの場合として整理している

(予測数値はH31.3.末現在のデータから算出/数値は通常学級の学級数・児童数/R1.8.30資料)  
単位: 級・人

年度	学年	A		B						C						D									
		1校		全学区		砂川中学校区 (砂川+豊沼+中央)		石山中学校区 (空知太+北光)		合計		南地区 (砂川+豊沼)		北地区 (中央+空知太+北光)		合計		南地区 (砂川+豊沼)		中地区 (中央)		北地区 (空知太+北光)		合計	
		学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童
2020	1年	3	78	2	57	1	21	3	78	2	42	2	36	4	78	2	42	1	15	1	21	4	78	2	42
	2年	3	95	2	67	1	28	3	95	2	48	2	47	4	95	2	48	1	19	1	28	4	95	2	48
	3年	3	83	2	58	1	25	3	83	1	36	2	47	3	83	1	36	1	22	1	25	3	83	1	36
	4年	3	106	2	80	1	26	3	106	2	54	2	52	4	106	2	54	1	26	1	26	4	106	2	54
	5年	3	107	3	82	1	25	4	107	2	59	2	48	4	107	2	59	1	23	1	25	4	107	2	59
	6年	3	116	3	86	1	30	4	116	2	55	2	61	4	116	2	55	1	31	1	30	4	116	2	55
	計		18	585	14	430	6	155	20	585	11	294	12	291	23	585	11	294	6	136	6	155	23	585	11
2021	1年	3	94	2	69	1	25	3	94	2	50	2	44	4	94	2	50	1	19	1	25	4	94	2	50
	2年	3	78	2	57	1	21	3	78	2	42	2	36	4	78	2	42	1	15	1	21	4	78	2	42
	3年	3	95	2	67	1	28	3	95	2	48	2	47	4	95	2	48	1	19	1	28	4	95	2	48
	4年	3	83	2	58	1	25	3	83	1	36	2	47	3	83	1	36	1	22	1	25	3	83	1	36
	5年	3	106	2	80	1	26	3	106	2	54	2	52	4	106	2	54	1	26	1	26	4	106	2	54
	6年	3	107	3	82	1	25	4	107	2	59	2	48	4	107	2	59	1	23	1	25	4	107	2	59
	計		18	563	13	413	6	150	19	563	11	289	12	274	23	563	11	289	6	124	6	150	23	563	11
2022	1年	3	90	2	64	1	26	3	90	2	45	2	45	4	90	2	45	1	19	1	26	4	90	2	45
	2年	3	94	2	69	1	25	3	94	2	50	2	44	4	94	2	50	1	19	1	25	4	94	2	50
	3年	2	78	2	57	1	21	3	78	2	42	1	36	3	78	2	42	1	15	1	21	4	78	2	42
	4年	3	95	2	67	1	28	3	95	2	48	2	47	4	95	2	48	1	19	1	28	4	95	2	48
	5年	3	83	2	58	1	25	3	83	1	36	2	47	3	83	1	36	1	22	1	25	3	83	1	36
	6年	3	106	2	80	1	26	3	106	2	54	2	52	4	106	2	54	1	26	1	26	4	106	2	54
	計		17	546	12	395	6	151	18	546	11	275	11	271	22	546	11	275	6	120	6	151	23	546	11
2023	1年	3	72	2	50	1	22	3	72	1	35	2	37	3	72	1	35	1	15	1	22	3	72	1	35
	2年	3	90	2	64	1	26	3	90	2	45	2	45	4	90	2	45	1	19	1	26	4	90	2	45
	3年	3	94	2	69	1	25	3	94	2	50	2	44	4	94	2	50	1	19	1	25	4	94	2	50
	4年	2	78	2	57	1	21	3	78	2	42	1	36	3	78	2	42	1	15	1	21	4	78	2	42
	5年	3	95	2	67	1	28	3	95	2	48	2	47	4	95	2	48	1	19	1	28	4	95	2	48
	6年	3	83	2	58	1	25	3	83	1	36	2	47	3	83	1	36	1	22	1	25	3	83	1	36
	計		17	512	12	365	6	147	18	512	10	256	11	256	21	512	10	256	6	109	6	147	22	512	10
2024	1年	3	90	2	62	1	28	3	90	2	43	2	47	4	90	2	43	1	19	1	28	4	90	2	43
	2年	3	72	2	50	1	22	3	72	1	35	2	37	3	72	1	35	1	15	1	22	3	72	1	35
	3年	3	90	2	64	1	26	3	90	2	45	2	45	4	90	2	45	1	19	1	26	4	90	2	45
	4年	3	94	2	69	1	25	3	94	2	50	2	44	4	94	2	50	1	19	1	25	4	94	2	50
	5年	2	78	2	57	1	21	3	78	2	42	1	36	3	78	2	42	1	15	1	21	4	78	2	42
	6年	3	95	2	67	1	28	3	95	2	48	2	47	4	95	2	48	1	19	1	28	4	95	2	48
	計		17	519	12	369	6	150	18	519	11	263	11	256	22	519	11	263	6	106	6	150	23	519	11
2025	1年	2	70	2	54	1	16	3	70	1	33	2	37	3	70	1	33	1	21	1	16	3	70	1	33
	2年	3	90	2	62	1	28	3	90	2	43	2	47	4	90	2	43	1	19	1	28	4	90	2	43
	3年	2	72	2	50	1	22	3	72	1	35	1	37	2	72	1	35	1	15	1	22	3	72	1	35
	4年	3	90	2	64	1	26	3	90	2	45	2	45	4	90	2	45	1	19	1	26	4	90	2	45
	5年	3	94	2	69	1	25	3	94	2	50	2	44	4	94	2	50	1	19	1	25	4	94	2	50
	6年	2	78	2	57	1	21	3	78	2	42	1	36	3	78	2	42	1	15	1	21	4	78	2	42
	計		15	494	12	356	6	138	18	494	10	248	10	246	20	494	10	248	6	108	6	138	22	494	10

学校施設の利用

砂川小学校?

砂川小学校?

北光小学校?

砂川小学校?

中央小学校?

砂川小学校?

中央小学校

北光小学校?

# 1. 学校統合の参考例（中学校）

（予測数値はH31.3.末現在のデータから算出／数値は通常学級の学級数・生徒数／R1.8.30資料）  
 単位：級・人

年度	学年	A		※参考～統合なし					
		1校		2校（中学校区）					
		全学校区		砂川中学校		石山中学校		合計	
		学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒
2020	1年	4	113	3	82	1	31	4	113
	2年	3	118	3	93	1	25	4	118
	3年	4	127	3	90	1	37	4	127
	計	11	358	9	265	3	93	12	358
2021	1年	4	114	3	84	1	30	4	114
	2年	3	113	3	82	1	31	4	113
	3年	3	117	3	92	1	25	4	117
	計	10	344	9	258	3	86	12	344
2022	1年	3	105	3	80	1	25	4	105
	2年	3	114	3	84	1	30	4	114
	3年	3	112	3	81	1	31	4	112
	計	9	331	9	245	3	86	12	331
2023	1年	4	106	3	79	1	27	4	106
	2年	3	105	2	80	1	25	3	105
	3年	3	113	3	83	1	30	4	113
	計	10	324	8	242	3	82	11	324
2024	1年	3	82	2	57	1	25	3	82
	2年	3	106	2	79	1	27	3	106
	3年	3	104	2	79	1	25	3	104
	計	9	292	6	215	3	77	9	292
2025	1年	3	93	2	65	1	28	3	93
	2年	3	82	2	57	1	25	3	82
	3年	3	105	2	78	1	27	3	105
	計	9	280	6	200	3	80	9	280

学校施設の利用

砂川中学校？

## 2. 文部科学省の適正配置の手引資料より

### (1) 学校小規模化に伴う課題

学級数が少ないことによる学校運営上の課題
① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
③ 加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
④ クラブ活動や部活動の種類が限定される
⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
⑥ 男女比の偏りが生じやすい
⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
⑧ 体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
⑭ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題
① 経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
⑤ 教職員一人当たりの校務や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる

## (2) 学校統合の効果に係わる報告

◇過去の統合事例から、効果があったとして報告されている主な内容

児童生徒への直接的な効果
① 良い意味での競い合いが生まれた、向上心が高まった
② 以前よりもたくましくなった、教師に対する依存心が減った
③ 社会性やコミュニケーション能力が高まった
④ 切磋琢磨する環境の中で学力や学習意欲が向上した
⑤ 友人が増えた、男女比の偏りが少なくなった
⑥ 多様な意見に触れる機会が増えた
⑦ 異年齢交流が増えた、集団遊びが成立するようになった、休憩時間や放課後での外遊びが増えた
⑧ 学校が楽しいと答える子供が増えた
⑨ 進学に伴うギャップが緩和された

指導体制や指導方法、環境整備等に与えた効果
① 複式学級が解消された
② クラス替えが可能になった
③ より多くの教職員が多面的な観点で指導できるようになった
④ 校内研修が活性化した、教職員間で協力して指導にあたる意識や互いの良さを取り入れる意識が高まった
⑤ グループ学習や班活動が活性化した、授業で多様な意見を引き出せるようになった
⑥ 音楽、体育等における集団で行う教育活動、運動会や学芸会、クラブ活動、部活動などが充実した
⑦ 少人数指導や習熟度別指導などの多様な指導形態が可能になった
⑧ 一定の児童生徒数の確保により特別支援学級が開設できた。 特別支援教育の活動が充実した
⑨ バランスの取れた教員配置が可能となった、免許外指導が解消又は減少した
⑩ 施設設備が改善され教育活動が展開しやすくなった、教材教具が量的に充実した
⑪ 校務の効率化が進んだ、教育予算の効果的活用が進んだ
⑫ 保護者同士の交流関係が広がった、PTA活動が活性化した、学校と地域との連携協働関係が強化された

### (3) 小規模校のメリット

◇一般に小規模校には下記のようなメリットが存在すると言われている

少人数を生かした指導の充実
① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
② 意見や感想を發表できる機会が多くなる
③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
⑧ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

### 3. スクールバスの導入に係る確認事項

#### (1) 運行の背景と目的

##### スクールバス導入の背景

スクールバスの運行は、へき地教育振興法（昭和 29 年施行）による“へき地の児童生徒の通学を容易にするための措置を講ずる”という規定に基づき、遠距離通学による授業や学校活動、家庭内学習等への影響を鑑みて、公平・平等な環境を整える支援策として導入されてきました。

現在では、児童生徒の登下校時における安全確保の有効策としての注目も高まり、へき地のみならず、活用の幅を広げ、全国的に展開されています。

##### スクールバス運行の目的

スクールバスの定義は、通説として「児童生徒の通学に供することを主たる目的として運行されるバス等」とされており、基本的には上述のとおり遠距離通学者の支援が目的とされています。

しかし、近年は交通量の増加や事件や災害から守る手段など、多様性が求められており、文部科学省においても、児童生徒の安全確保という観点から、スクールバスの導入に加えて、地域ぐるみによる子どもの見守りや、ボランティア等による登下校時の送迎など、安全策の組み合わせが必要としています。

ただ、スクールバスの利用は体力の低下や通学時間が長くなるケースも考えられ、これら問題も生じ得ることから、一様に運行するのではなく、本来の長距離通学者の支援という目的を十分認識した上で導入するのが望ましいと考えます。

##### 管内自治体の状況

空知管内でのスクールバスの導入に関しては、古くは昭和 46 年から運行している自治体もあり、現在では学校の統廃合を理由に 24 市町のうち、砂川市と上砂川町を除く 22 市町が実施しています。

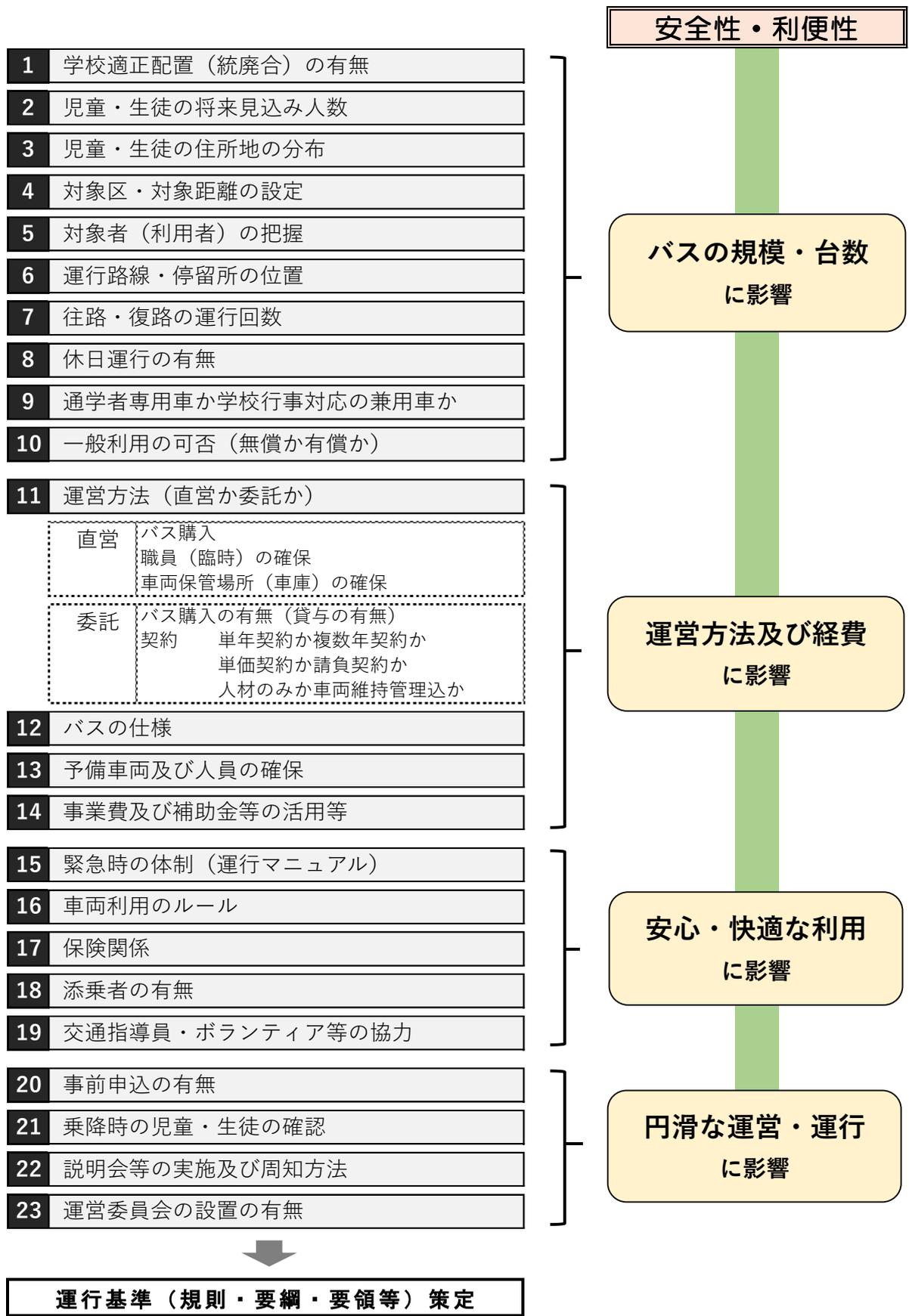
運営形態は、赤平市・沼田町の直営実施以外、全て業務委託（H30 現在）による実施としており、対象者の選定については概ね自宅から学校までの通学距離を要件に定め、幾つかの停留所を指定し、路線バスのように定刻運行しています。

## (2) スクールバス運営に係る一般的な考え方

### ■ 基本事項

項目	対応案	説明
1 運営方法	業務委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人員確保等の問題がなく安定した運営ができる</li> <li>○ 専門的なノウハウにより安全性が向上</li> </ul>
2 運営区分	自家用・無償	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用は利用者の意思に基づくものではなく受益の扱いにはならない</li> <li>○ 児童生徒に金銭（金券）を持参させなくて済む</li> <li>○ 無償運行は法の規制を受けないため、より地域の実情を反映した運行が可能（有償の場合は、道路運送法に基づく登録等が必要） また、円滑な運行業務も見込まれる</li> </ul>
3 一般利用	なし（貸切型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童生徒の安全性確保及び所期の目的の達成を確実にするため、一般の混乗型としない</li> </ul>
4 バスの購入	原則なし  (状況により購入あり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大型車両は一般的に、納車に約2年を要している</li> <li>○ 車庫等、別途費用が発生する可能性がある</li> <li>○ 業者のバスであれば日中、会社で有効活用もできコスト低減にも繋がる</li> <li>※ 事前に想定される事業所などに照会し、状況によってはバス購入もあり得る</li> </ul>
5 バスの規模・台数	10～53人乗 複数台	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 廃校の校数や対象児童生徒により合わせて設定</li> <li>※ 効率性によっても変動</li> </ul>
6 路線バスの併用	原則なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来の通学路以外を歩行する可能性もあり危険と判断</li> <li>○ 一般との混乗や混雑状況により安全性に疑問がある</li> </ul>
7 対象範囲	小学4 km超 中学6 km超	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国が示す基準を適用</li> </ul>
8 走行ルート	国道及び幹線	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 原則、事故防止や緊急停止の観点から、幅員の広い、国道及び幹線を走行</li> </ul>
9 運行回数（便数）	往路 1回 復路 2～4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通学時間を最低限にするため往路は1回</li> <li>○ 復路は、小学校の低高学年、中学校の部活を考慮し複数回に</li> </ul>
10 停留所	原則なし  (起点:廃校となる学校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 起点は、廃校舎（旧廃校含む）</li> <li>○ 停留所は安全性や通学時間を考慮し、原則なし（学校まで直行）</li> </ul>
11 休日運行	原則なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公平性や運営費用を考慮し、あくまで通学用として整理</li> <li>○ 休日は学校の全体行事のみ運行する</li> </ul>

### (3) スクールバス導入に係わる考察のポイント



## 4. 小中一貫教育関連資料

### (1) 小中一貫教育の分類

#### 【小中一貫型学校】

小学校教育と中学校教育の接続の円滑化を図った教育体系。

小学校 6 年間と中学校 3 年間という枠組みのなかで情報交換や交流を通じて円滑な接続を目指すことを小中連携といい、教育課程特例校の指定を受け、9 年間を通じて系統的な教育課程を編成する学校を小中一貫型学校（小中一貫校）としている。

学校教育法の改正による新たな制度では、地域の状況や子どもの成長に合わせ、義務教育の 9 年間の枠組みを自治体の判断で 4・3・2 制や 5・4 制などに設定することが可能。

※小中一貫校は幾つかの区分に分類される（別記参照）

#### 【義務教育学校】

小学校課程から中学校課程までの 9 年間の義務教育を一貫して行う学校。

学校教育法の改正により平成 28 年に新設された学校教育制度で、小中一貫校の一種。

#### ●特徴とされる主な事項

- ◇早期カリキュラムの導入
- ◇小学校段階からの教科担任制
- ◇小学校段階からの定期考査（中学校でいう中間試験、期末試験）
- ◇授業時間の小中統一（20 分休みや業間休みなし）
- ◇児童会と生徒会の一体化
- ◇学校行事の小中一体化（小学生と中学生が一緒に運動会を行うなど）
- ◇小学生と中学生の校則の統一化
- ◇小中一貫の部活動

### (2) 小中一貫教育の導入状況

#### ○全国の導入状況（公開資料）

- ・国公立小中学校（平成 29 年度現在）  
義務教育学校 = 48 校　小中一貫型小学校・中学校 = 247 校（全て施設併設型）

#### ○道内の導入状況

- ・国公立小中学校（平成 30 年度現在）  
義務教育学校 = 5 校　小中一貫型小学校・中学校 = 63 校

### (3) 小中一貫教育制度に関する区分

類 型	義務教育学校 (新たな学校種)	小中一貫型小学校・中学校	
		併設型	連携型
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者
形態	■施設一体型	■施設隣接型	■施設分離型
学校単位	1つ	複数	
組織・運営	1人の学校長 1つの教職員組織	それぞれの学校長 それぞれの教職員組織	
教員免許	原則小・中学校の 両免許状を併有	所属する学校の免許状を保有	
修業年限	9年間 (前期・後期課程)	小学6年+中学3年(9年間)	
教育課程	6年-3年 / 5年-4年 / 4年-3年-2年など	6年-3年	
教育課程 の特例	独自教科の 設定	○	○
	指導内容の 入替・移行	○	×
設置基準	前期課程＝小学校設置基準 後期課程＝中学校設置基準	小学校＝小学校設置基準 中学校＝中学校設置基準	
学級数 標準規模	18学級以上27学級以下	小中学校それぞれ 12学級以上18学級以下	
通学距離	概ね6km以内	小学校＝概ね4km以内 中学校＝概ね6km以内	
設置手続	市町村条例	市町村教育委員会の規則等	
許可	都道府県知事	(都道府県教育委員会への届け出)	

#### ■小中一貫教育の主な目的(成果)

- ・中学生の不登校出現率の減少(中1ギャップの解消)
- ・学力の向上
- ・児童生徒の規範意識の向上
- ・異年齢集団での活動による自尊感情の高まりへの期待
- ・教職員の指導方法改善意欲の高まり

※ 文部科学省ではこれら事項に対し、学習到達度調査、全国学力・学習状況調査において平均正答率の上昇が見受けられる等、成果として教育効果が高まる結果が既に報告されているとしている。

## 【参考】～小中一貫教育で期待される教育効果として考えられている事項

(他自治体の例－ホームページより抜粋)

### 〔児童・生徒〕

- ① 中学校の教職員が小学校の児童に対して専門を活かした指導を行うことで、学力の向上や学習意欲の向上を図ることができる。
- ② 学習の仕方などの学び方の系統性が確保されることで、進級・進学したときでもとまどうことがなくなる。
- ③ 小中学校の教職員が児童・生徒と共通の指導方針のもとで普段から関わることで、児童・生徒は安心して学校生活を送ることができる。
- ④ 教職員が長いスパンで見守ることで、児童・生徒は精神的にもゆとりを持って過ごすことができる。
- ⑤ 下級生は、上級生の児童・生徒と普段から関わることで、自分の成長についての見通しを持つことができる。
- ⑥ 上級生は、下級生の児童・生徒と普段から関わることで、上級生としての自覚や下級生への思いやりを持つことができ、自己有用感を育むことができる。

### 〔教職員〕

- ⑦ 指導内容が継続的かつ系統的に整理できるので、学習の効率化が図れ、高い学習効果が生まれる。
- ⑧ 総合的な学習の時間などで「課題の見つけ方」「資料の集め方」「資料の分析の仕方」「発表の仕方」などの学び方について継続的・発展的な指導が可能となる。
- ⑨ 小学校教員及び中学校教員の指導力を互いに理解し合うことで指導の幅が広がり、指導力を向上させることができる。
- ⑩ 児童・生徒指導上の課題が生じたとき、長いスパンでの情報をもとに対応を検討することができる。

### 〔学校の組織・運営等〕

- ⑪ 既設の小中学校の再編を伴う場合には、管理職等の削減や教育施設・設備の再整理などを通じて、教育資源のより効果的な配分ができる。



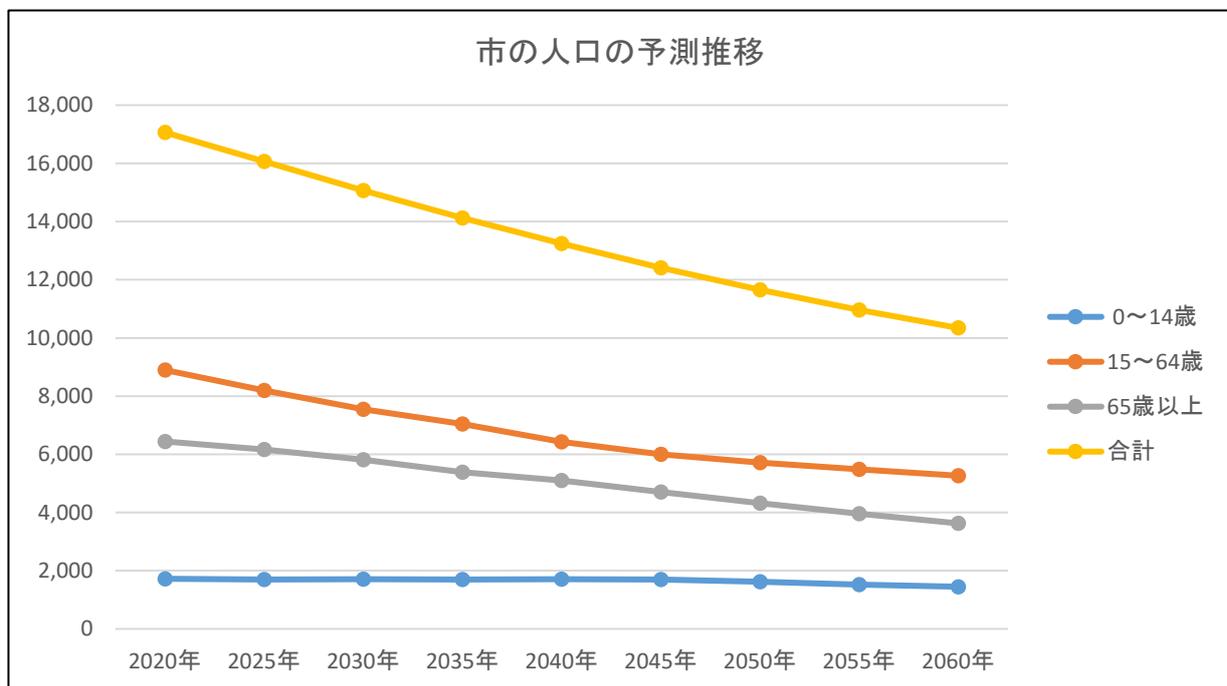
## 【別添資料】 砂川市の人口 予測推移

※出典資料：砂川市人口ビジョン（平成28年1月）

### 取扱注意

当時の算定数値であるため、あくまで目安的な参考資料として取扱ください

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
0～14歳	1,724	1,702	1,714	1,698	1,712	1,694	1,624	1,518	1,450
	(10.1%)	(10.6%)	(11.4%)	(12.0%)	(12.9%)	(13.7%)	(13.9%)	(13.8%)	(14.0%)
15～64歳	8,897	8,200	7,545	7,043	6,431	6,006	5,714	5,487	5,265
	(52.1%)	(51.0%)	(50.1%)	(49.9%)	(48.6%)	(48.4%)	(49.0%)	(50.0%)	(50.9%)
65歳以上	6,442	6,166	5,812	5,386	5,098	4,706	4,319	3,959	3,628
	(37.8%)	(38.4%)	(38.6%)	(38.1%)	(38.5%)	(37.9%)	(37.1%)	(36.1%)	(35.1%)
計	17,063	16,068	15,071	14,127	13,241	12,406	11,657	10,964	10,343



### ■参考 2019年7月末人口

0～14歳	1,575	→ 予測の概ね2050年の水準
	(9.3%)	
15～64歳	8,851	→ 予測の概ね2020年の水準
	(52.3%)	
65歳以上	6,496	→ 予測の概ね2020年の水準
	(38.4%)	
計	16,922	